

# 1章 計画における基本事項

## 1-1 特定事業計画の背景と位置づけ

我が国においては、障がいのある人もない人も“誰もが一緒に”生活し、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念やあらゆる人が利用できることを考慮したものづくりやまちづくりを行う「ユニバーサルデザイン」の考え方が浸透しつつある。

また、急速に進む高齢化への対応が求められているなか、高齢者や障がい者等が活力ある生活を送れるような生活環境の整備が急務となっている。こうした社会背景のもと、移動の円滑化に関する法律として、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が平成 18 年 12 月 20 日に施行され、まちの一体的・総合的なバリアフリーを推進する制度が確立した。

これにともない、宮古島市（以下、本市という）では、平成 25 年 3 月に「宮古島市バリアフリー基本構想」（以下、基本構想という）を策定し、移動等円滑化の目標や生活関連施設及び生活関連経路において実施すべき特定事業等について定め、バリアフリー化に向けた本格的な取り組みをスタートさせた。

**基本構想の策定後、特定事業に位置づけられた事業者（施設設置管理者）は、基本構想に基づく具体的な事業の計画（特定事業計画書）を作成し、事業の実施に当たっては、「沖縄県福祉のまちづくり条例」の施設整備マニュアルに沿った基準に適合させるよう努めるものとする。**

また、特定事業計画書作成時には、基本構想を策定した市町村は他の関係事業者への意見照会、高齢者、障がい者等の意見反映を行うなどの必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

以上を踏まえ、本市におけるさらなるバリアフリー化の推進を図るため宮古島市バリアフリー特定事業計画（以下、「特定事業計画」という）を作成し、バリアフリー整備の事業の実現化へ向けた取り組みを進める。

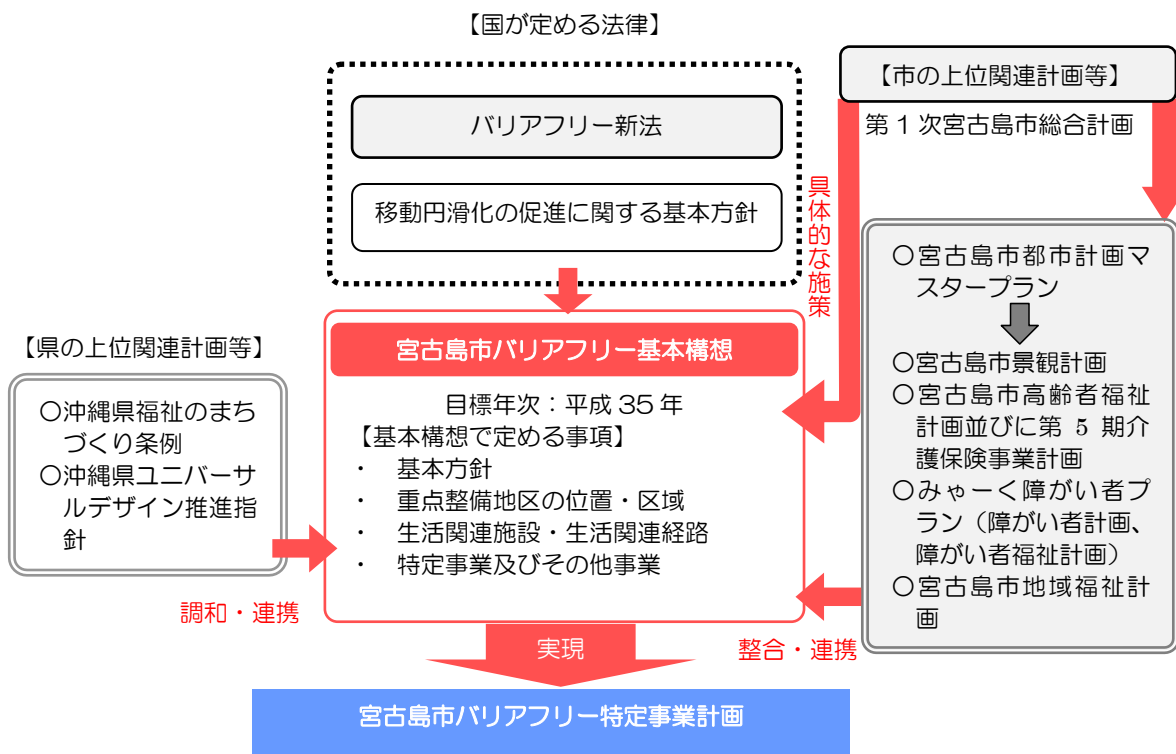


図 特定事業計画の位置づけ

## 1-2 バリアフリー化の基本目標及び方針等

### (1) バリアフリー化の基本目標

基本構想は、重点整備地区における事業実施の基本的な考え方を示した「事業実施の基本的な考え方」とバリアフリー化を重点に進めるべき地区を示した「重点整備地区の設定」、基本構想の実現に向けての「特定事業及びその他の事業の実施」により構成されている。

また、バリアフリー基本構想を策定するにあたって、海浜や干潟など優れた島しょ環境に恵まれた沖縄県内でも有数の観光地である宮古島においては、観光のバリアフリーは必要不可欠である。

したがって、「特定事業計画」を策定するに際しバリアフリー化の基本目標を、市民の日常利用に加えて、観光客の利用を想定するとともに、将来的な市全体のバリアフリー化を目指し、次のように設定する。

更に、次年度以降の展開も含めた本市のバリアフリー化の展開を以下に示す。

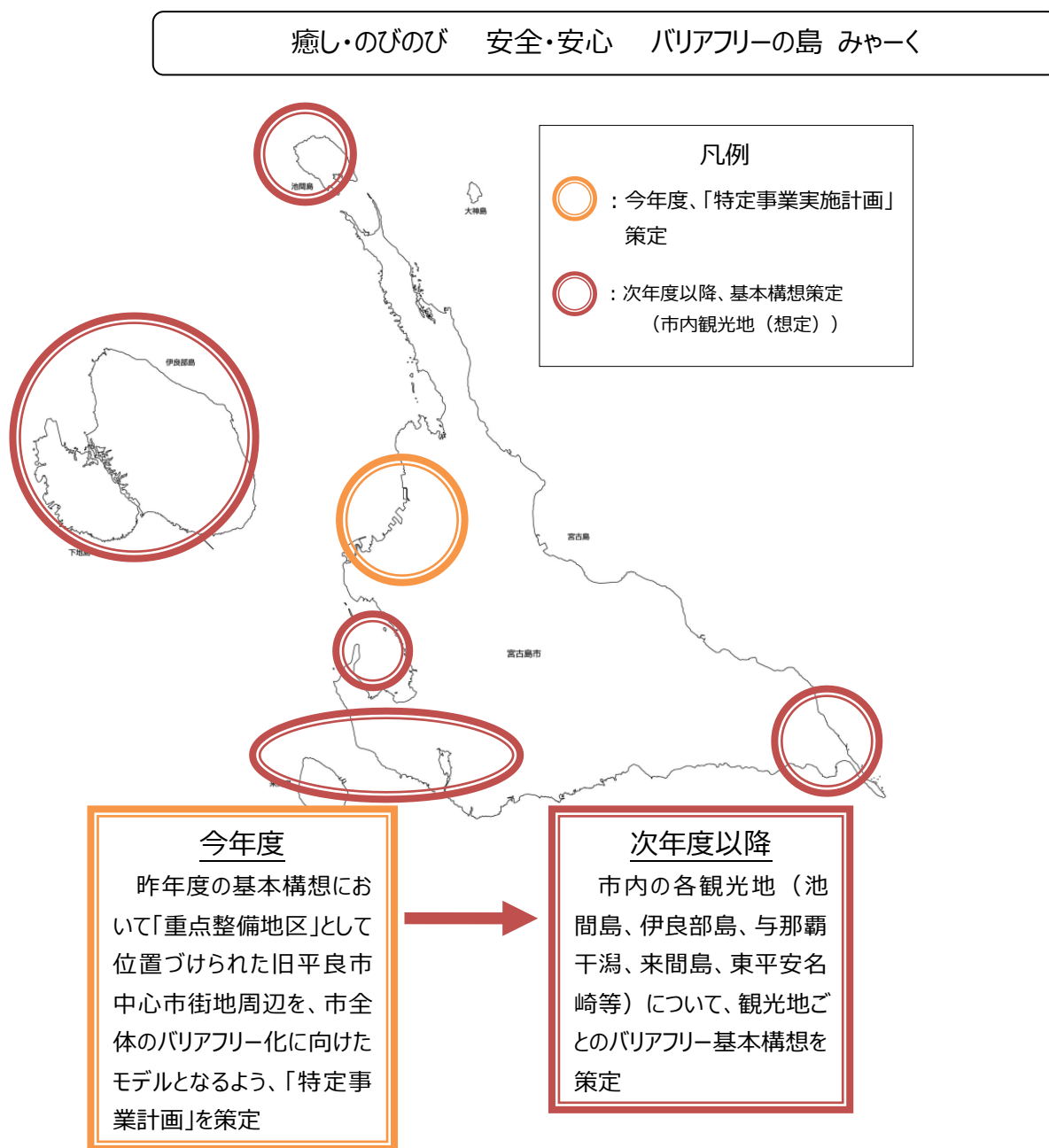


図 バリアフリー化の流れ

## (2) バリアフリー化の基本方針

また、基本目標である「癒し・のびのび 安全・安心 バリアフリーの 島みゃーく」の実現化を図るための「特定事業計画」の基本方針を以下のように定める。

①多くの市民や観光客が集まる施設や道路等を含む地区を中心として、関連する事業と併行しながら、重点的にバリアフリー化を図る。

②すでに整備されている都市基盤等の既存ストックについて、バリアフリーの視点からその機能を見直し、バリアフリー化により、機能の質向上を図る。

③ソフトなバリアフリー化にも取り組み、わかりやすく移動できるまちの仕組み等をつくるなど、「心のバリアフリー」の取り組みを促進させる。

④バリアフリー事業後の維持管理や取り組み事業の継続を担う組織等により、「スパイラルアップ」の取り組みを促進させる。

⑤多くの市民や観光客が集まる施設や道路等を含む地区外においては、道路や施設の新設又は改修時等において、基本構想の観点を踏まえ、後述する「特定事業計画」の基準等に基づいて、バリアフリー化の推進を図っていく。

### (3) 重点整備地区における「特定事業計画」の方針

基本構想では、重点整備地区を設定するための要件整理を行ったうえで、旧平良市中心市街地周辺を選定している。更に、「特定事業計画」では重点整備地区におけるバリアフリー化を推進するため、共通事項となる、「バリアフリー化の基本方針」、「実施する特定事業の整備方針」、「実施する特定事業の整備目標」を次のように定める。

#### 基本方針 1

早期のバリアフリー化が望まれるが、容易に解決できるところから始め、長期の見通しのもと取り組んでいく。

バリアフリー化は早期の実現が大切であるが、事業化には課題も多くあることから早期解決と長期的展望により進めるべき方向を持って取り組む事とする。

#### 基本方針 2

点(施設)と線(道路)のバリアフリー化を進め、面的整備へとつなげていく。

中心市街地の重点整備地区には、バリアフリー化が求められる施設、道路も多く、そのため将来必要となる整備についても一体的にとらえておく事とする。

#### 基本方針 3

10 年を越えて行う整備であってもバリアフリー上必要不可欠な整備については「特定事業計画」において目標施設、目標経路と位置づけ、バリアフリーの将来計画を明らかにしていく。

重点整備地区においては 10 年を越えた将来を見据えて計画することが必要である。そのため、10 年を「短期」、「中期」、「長期」に分け、更に 10 年を越えて行う計画を「目標」とする。

#### 基本方針 4

「特定事業計画」の対象となる施設を特定事業分類ごとに整理し、評価指標を設定し整備優先順位を検討した上で取り組んでいく。

重点整備地区内のバリアフリー化の実現化を効果的に推進していくため、他事業の実施時期などと整合性を図りながら、優先順位の高い区域から実施していく必要がある。

#### 基本方針 5

ハードな整備だけで解決するのではなくソフトな整備も併せたバリアフリー化を推進する。

バリアフリー化を促進するためにはハードな事業だけでは解決しない課題も多くあることから、市民の協力、意識の向上等のソフトな事業も併行して進めながらバリアフリー化の促進を目指していく。

## 1) 実施する特定事業の整備方針

### ① 重点整備地区で実施する特定事業の基本的な整備方針

本市が重点整備地区で実施する特定事業は、「公共交通特定事業」「道路特定事業」「路外駐車場特定事業」「建築物特定事業」「都市公園特定事業」「交通安全特定事業」「その他事業」である。

基本構想で定められているそれぞれの特定事業の基本的な整備の方針を以下に示す。

表 各特定事業の整備方針

特定事業	整備方針
公共交通特定事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通特定事業とは、高齢者、障がい者等の交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の促進を図るため、旅客施設及び車両等の構造及び設備の改善や道路などの整備に関する事業をいう。</li> </ul>
道路特定事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路特定事業とは、歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識その他移動等円滑化のための施設又は工作物の設置、あるいは歩道の拡幅又は路面の構造の改善等、高齢者、障がい者等の移動等円滑化のための道路の改良、整備に関する事業をいう。</li> </ul>
路外駐車場特定事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>路外駐車場特定事業とは、「特定路外駐車場」において駐車施設等の整備を行い、バリアフリー化を推進する事業をいう。</li> </ul>
建築物特定事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物特定事業とは、高齢者、障がい者等の利用が多く見込まれる「特別特定建物」やその一部が生活関連経路となる特定建築物の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業をいう。</li> </ul>
都市公園特定事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園特定事業とは、都市公園の移動等円滑化に必要な「特定公園施設」の整備を図る事業をいう。都市公園法第2条第2項に規定する公園施設のうち、高齢者、障がい者等がよく利用する施設を「特定公園施設」とし、バリアフリー整備を図っていく。</li> </ul>
交通安全特定事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全特定事業とは、高齢者、障がい者等の移動に配慮した安全対策として、交差点における信号機や横断歩道の整備等を図るとともに、歩道上への車両の駐車に対する取締りの強化等の対策も進めていく事業をいう。</li> </ul>
その他事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他事業とは、特定事業以外に移動円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項や必要な事業であり、本市が関係機関や各施設管理者、市民と協働して事業実施に努めるものである。</li> <li>整備内容については、地区内の現状や地元意向、国の定めた移動等円滑化基準や国が定めるガイドラインとの整合を図り施設管理者別に整理する。</li> </ul>

## ②建築物特定事業の建物用途別の基本的な整備方針

建築物においては用途により望まれるバリアフリー化が異なるとの観点から、建物用途の整備方針が示されている。

表 建築物特定事業・建物用途別整備の方針

建物用途名	整備方針
集会ホール施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出入り口を円滑に利用できるようにする（スロープの改善）。</li> <li>・ 誰もが円滑に利用できるトイレ（多機能トイレ）又は障がい者トイレを確保する。</li> <li>・ 円滑な上下移動が可能な屋内通路・エレベーターを確保する。</li> <li>・ 視覚障がい者及び聴覚障がい者誘導のためのブロック及び音声案内、文字案内等の確保を図っていく。</li> <li>・ 屋外から屋内への移動を案内する表示等を確保する。</li> <li>・ 障がい者用駐車場施設を確保する。</li> </ul>
商業施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出入り口を円滑に利用できるようにする（スロープの改善）。</li> <li>・ 誰もが円滑に利用できるトイレ（多機能トイレ）又は障がい者トイレを確保する。</li> <li>・ 円滑な上下移動が可能な屋内通路を確保する。</li> <li>・ 視覚障がい者及び聴覚障がい者を案内受付まで誘導するためのブロック等を確保する。</li> <li>・ 屋外から屋内への移動を案内する表示等を確保する。</li> <li>・ 屋外から屋内へ安全に円滑に移動できるように配慮する。</li> <li>・ 障がい者用駐車場施設を確保する。</li> <li>・ 階段手すりを設置する。</li> </ul>
官公庁施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出入り口を円滑に利用できるようにする（スロープの改善）。</li> <li>・ 誰もが円滑に利用できるトイレ（多機能トイレ）又は障がい者トイレを確保する。</li> <li>・ 円滑な上下移動が可能な屋内通路を確保する。</li> <li>・ エレベーターの増設検討・改善を図る。</li> <li>・ 視覚障がい者及び聴覚障がい者誘導のためのブロック及び音声案内、文字案内等の確保を図っていく。</li> <li>・ 屋外から屋内への移動を案内する表示等を確保する。</li> <li>・ 障がい者用駐車場施設を確保する。</li> <li>・ 車椅子利用者に配慮した台の高さ（受付・AED・公衆電話等）を検討する。</li> </ul>
福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出入り口を円滑に利用できるようにする（スロープの改善）。</li> <li>・ 誰もが円滑に利用できるトイレ（多機能トイレ）又は障がい者トイレを確保する。</li> <li>・ エレベーターの増設検討・改善を図る。</li> <li>・ 視覚障がい者用誘導ブロックを設置する。</li> <li>・ 屋外から屋内へ安全に円滑に移動できるように配慮する。</li> <li>・ 障がい者用駐車場施設を確保する。</li> </ul>

郵便局・銀行等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出入り口を円滑に利用できるようにする（スロープの改善）。</li> <li>・ 誰もが円滑に利用できるトイレ（多機能トイレ）又は障がい者トイレを確保する。</li> <li>・ 視覚障がい者用誘導ブロックを設置する。</li> <li>・ 障がい者用駐車場施設を確保する。</li> <li>・ 手すりを設置する。</li> </ul>
---------	---

## 2) 実施する特定事業の整備目標

重点整備地区において取り組む特定事業の整備目標時期は、以下のとおりである。なお、特定事業の事業主体が民間事業者となる場合は、整備目標時期の設定ができないため、「特定事業計画」策定において位置づけていくものとする。

表 整備目標時期

整備時期	整備目標年次
短期	平成 25 年～3 年程度
中期	平成 25 年～5 年程度
長期	平成 25 年～10 年程度

## 3) 特定事業実施にあたっての留意点

基本構想で設定した特定事業は、あくまで調査段階での問題点を整理した結果から設定しているため、事業実施時には状況が変化していることも考えられる。したがって、特定事業実施時には、改めて現状を把握したうえで、事業の実効性を判断し、精査した内容で事業計画を作成する事とする。

## 1-3 「特定事業計画」に定める内容

基本構想に位置づけられている事業で、本市が実施する特定事業には、公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業、都市公園特定事業、その他事業がある。

これらの事業計画に定める内容は次のとおりである。

### ■ 内容

#### ①公共交通特定事業計画

特定旅客施設（1日の乗降客数が5,000人以上の旅客施設）において実施する事業で、出入口から乗降口まで移動等円滑化された経路の確保、既設トイレのユニバーサルデザイン化、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、改善などのほか、ノンステップバスの導入や介護タクシーの増台、重点整備地区へのアクセス確保、時刻案内板のユニバーサルデザイン化などの整備に関する計画

#### ②道路特定事業計画

道路において実施する事業で、歩道の拡幅、路面の構造の改善などのほか、施設の場所を案内する標識の整備などに関する計画

#### ③路外駐車場特定事業計画

特定路外駐車場において実施する事業で、車椅子を使用者が円滑に利用することができる駐車施設やスロープの設置などの整備に関する計画

#### ④建築物特定事業計画

特別特定建築物（法律に定められた不特定多数の人が利用する建築物）において実施する事業で、障がいのある人等の移動や利用に適したエレベーター、トイレなどの整備に関する計画

#### ⑤交通安全特定事業計画

生活関連経路において実施する事業で、標識・表示の見直しや違法駐車防止等の広報・啓発活動の実施に関する計画

#### ⑥都市公園特定事業計画

都市公園において実施する事業で、障がいのある人等の移動や利用に適した園路、障がい者トイレ、休憩所などの整備に関する計画

#### ⑦その他事業計画

重点整備地区全域における心のバリアフリー、港ターミナルにおいて障がいのある人等の移動や利用に適したエレベーター、トイレなど整備、災害時福祉避難所における対応の充実化などの実施計画



## ■ 概要

### ①公共交通特定事業計画

- ・公共交通特定事業を実施する公共交通機関及び旅客施設
- ・公共交通特定事業の内容及び実施予定期間
- ・公共交通特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な支援・施策等
- ・その他公共交通特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

### ②道路特定事業計画

- ・道路特定事業を実施する道路の区間
- ・道路の区間ごとに実施すべき道路特定事業の内容及び実施予定期間
- ・その他道路特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

### ③路外駐車場特定事業計画

- ・路外駐車場特定事業を実施する路外駐車場
- ・路外駐車場特定事業の内容及び実施予定期間
- ・その他路外駐車場事業の実施に際し配慮すべき重要事項

### ④建築物特定事業計画

- ・建築物特定事業を実施する特別特定建築物
- ・建築物特定事業の内容
- ・建築物特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な支援・施策等
- ・その他建築物特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

### ⑤交通安全特定事業計画

- ・交通安全特定事業を実施する生活関連経路
- ・交通安全特定事業の内容及び実施予定期間
- ・その交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

### ⑥都市公園特定事業計画

- ・都市公園特定事業を実施する公園
- ・都市公園特定事業の内容及び実施予定期間
- ・その都市公園特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

### ⑦その他事業計画

- ・事業の内容及び実施予定期間
- ・事業の実施に際し配慮すべき重要事項

## 1-4 「特定事業計画」の対象となる施設と事業内容

基本構想に定められている、まち歩き、ワークショップ等の市民意見に基づいた施設で、「特定事業計画」の対象となる施設は、以下のとおりである。

### ①公共交通特定事業

事業箇所	主な事業内容	事業主体
重点整備地区全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティバス（車椅子対応バス）、ノンステップバス導入の検討</li> <li>・重点整備地区主要施設を結ぶバスルートの整備</li> </ul>	市、宮古協栄バス合資会社、株式会社八千代バス・タクシー
宮古空港ターミナル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口から乗降口まで移動等円滑化された経路の確保</li> <li>・既設トイレのユニバーサルデザイン化</li> <li>・だれもが円滑に利用できるトイレ（多機能トイレ）又は障がい者用トイレの増設</li> <li>・視覚障がい者誘導用ブロックの改善</li> <li>・運行情報提供設備の改善（視覚障がい者用音声機能の付加など）</li> <li>・円滑に利用できるエントランス、待合所の検討</li> <li>・車椅子利用者に配慮した台の高さの検討（受付、AED、公衆電話等）</li> </ul>	宮古空港ターミナル株式会社
平良港ターミナル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物から乗入れデッキへのスロープの改善（勾配、でこぼこ）</li> <li>・既設トイレのユニバーサルデザイン化</li> <li>・視覚障がい者誘導用ブロックの設置</li> <li>・視覚障がい者、聴覚障がい者に対応した運行情報提供設備の設置</li> <li>・円滑に利用できるエントランス、待合所の検討</li> <li>・エレベーターの設置</li> </ul>	宮古島マリンターミナル株式会社

### ②道路特定事業

事業箇所	主な事業内容	事業主体
すべての生活関連経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な道路パトロールによる問題箇所の早期発見</li> <li>・道路、歩道状況（工事情報や整備状況等）の情報発信の検討</li> </ul>	宮古島市
経路① 西環状線 (国道 390 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がい者誘導用ブロックの設置</li> </ul>	国(沖縄県)
経路② 中央縦線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休憩施設（ベンチ等）の設置</li> <li>・歩道の改修（傾斜）</li> </ul>	宮古島市
経路③ 下里通り線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路移動円滑化基準に則った都市計画道路の整備</li> </ul>	宮古島市
経路④ 市場通り線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がい者誘導用ブロックの改善（ブロック色の明るさ向上）</li> </ul>	沖縄県

事業箇所	主な事業内容	事業主体
(県道高野西里線)		
経路⑤ 大原線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道の改修（段差、傾斜、舗装）</li> <li>・視覚障がい者誘導用ブロックの設置</li> </ul>	宮古島市
経路⑥ 西里通り線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休憩施設（ベンチ等）の設置</li> <li>・歩道の 신설、拡幅、改修（段差、側溝・グレーチングの穴）</li> <li>・視覚障がい者誘導用ブロックの設置</li> <li>・障害物（植栽・電柱等）の移設、撤去</li> </ul>	宮古島市
経路⑦ 久松線 (県道平良久松港線)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道の改修（段差、傾斜）</li> <li>・視覚障がい者誘導用ブロックの設置</li> </ul>	沖縄県
経路⑧ 下里通り線 (県道平良新里線)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がい者誘導用ブロックの改善（ブロック色の明るさ向上）</li> </ul>	沖縄県
経路⑩ 市道 (中央通り線)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道の拡幅・改修（段差、側溝・グレーチングの穴）</li> <li>・視覚障がい者誘導用ブロックの設置</li> <li>・障害物（植栽・電柱等）の移設、撤去</li> </ul>	宮古島市
経路⑪ 中央縦線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休憩施設（ベンチ等）の設置</li> <li>・歩道の改修（段差、傾斜、側溝・グレーチングの穴）</li> <li>・視覚障がい者誘導用ブロックの設置</li> <li>・障害物（植栽・電柱等）の移設、撤去</li> </ul>	宮古島市
経路⑫ 市道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道の 신설</li> <li>・視覚障がい者誘導用ブロックの設置</li> </ul>	宮古島市
経路⑬ マクラム通り線 (県道高野西里線)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路移動円滑化基準に則った都市計画道路の整備</li> </ul>	沖縄県
経路⑭ 平良保良線 (主要地方道平良城辺線)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道の拡幅、改修（段差）</li> <li>・視覚障がい者誘導用ブロックの設置</li> </ul>	沖縄県
経路⑮ 大道線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路移動円滑化基準に則った都市計画道路の整備</li> </ul>	宮古島市
経路⑯ 空港線 (主要地方道平良城辺線)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休憩施設（ベンチ等）の設置</li> </ul>	沖縄県
経路⑰ 市道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道の拡幅</li> <li>・視覚障がい者誘導用ブロックの設置</li> </ul>	宮古島市
経路⑱ 西環状線 (国道 390 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がい者誘導用ブロックの設置</li> </ul>	国(沖縄県)
経路⑲ 市道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道の 신설</li> <li>・視覚障がい者誘導用ブロックの設置</li> </ul>	宮古島市

### ③ 路外駐車場特定事業

事業箇所	主な事業内容	事業主体
宮古空港ターミナル駐車場	・路外駐車場移動円滑化基準に則った車椅子利用者専用の駐車施設の設置	宮古島市

### ④ 建築物特定事業

事業箇所	主な事業内容	事業主体
すべての生活関連施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既設トイレのユニバーサルデザイン化</li> <li>・職員による手助けや介助体制の充実</li> <li>・手話対応及び、筆談器による対応の充実</li> <li>・点字</li> <li>・音声案内機能を含めた施設案内板の設置・改善</li> </ul>	
宮古島市役所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口スロープの改善（幅、傾斜、凸凹）</li> <li>・出入口ドアの自動化</li> <li>・視覚障がい者誘導用ブロックの設置</li> <li>・エレベーターの増設検討、改善（延長ボタン・緊急用ボタンの設置、鏡の設置、車椅子転回スペースの確保）</li> <li>・車椅子利用者に配慮した台の高さの検討（受付、AED、公衆電話等）</li> <li>・だれもが円滑に利用できるトイレ（多機能トイレ）又は障がい者用トイレの増設</li> <li>・駐車場への誘導係の配置</li> </ul>	宮古島市
平良図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がい者誘導用ブロックの設置</li> <li>・ドアの自動化</li> <li>・点字・音声案内機能を含めた施設案内板の設置</li> <li>・エレベーターの設置</li> <li>・だれもが円滑に利用できるトイレ（多機能トイレ）又は障がい者用トイレの設置</li> <li>・障がい者用駐車場の設置</li> </ul>	宮古島市
マティダ市民劇場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場から出入口までのアクセス路の改善</li> <li>・視覚障がい者誘導用ブロックの設置</li> <li>・点字・音声案内機能を含めた施設案内板の設置</li> <li>・エレベーターの設置</li> </ul>	宮古島市
宮古島市中央公民館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場から出入口までのアクセス路の改善</li> <li>・視覚障がい者誘導用ブロックの設置</li> <li>・障がい者用駐車場の設置</li> </ul>	宮古島市
宮古島市働く婦人の家	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がい者誘導用ブロックの設置</li> <li>・出入口スロープの改善（でこぼこ）</li> <li>・障がい者用駐車場の設置</li> </ul>	宮古島市
平良保健センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がい者誘導用ブロックの設置</li> <li>・出入口スロープの設置</li> <li>・障がい者用駐車場の設置</li> </ul>	宮古島市
公設市場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階段手すりの設置</li> </ul>	宮古島市

事業箇所	主な事業内容	事業主体
平良老人福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障がい者誘導用ブロックの設置</li> <li>・ 出入口スロープの設置・改善（でこぼこ、急勾配の改善など）</li> <li>・ だれもが円滑に利用できるトイレ（多機能トイレ）又は障がい者用トイレの設置</li> <li>・ 障がい者用駐車場の設置</li> </ul>	宮古島市
宮古郵便局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出入口スロープの改善（スロープ幅）</li> <li>・ だれもが円滑に利用できるトイレ（多機能トイレ）又は障がい者用トイレの設置</li> <li>・ 障がい者用駐車場の設置</li> </ul>	日本郵政株式会社
西里郵便局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障がい者誘導用ブロックの設置</li> <li>・ だれもが円滑に利用できるトイレ（多機能トイレ）又は障がい者用トイレの設置</li> <li>・ 障がい者用駐車場の設置</li> </ul>	日本郵政株式会社
平良下里郵便局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場から出入口までのアクセス路の改善</li> <li>・ 視覚障がい者誘導用ブロックの設置</li> <li>・ 手すりの設置</li> <li>・ 出入口スロープの改善（スロープ幅）</li> <li>・ だれもが円滑に利用できるトイレ（多機能トイレ）又は障がい者用トイレの設置</li> <li>・ 障がい者用駐車場の設置</li> </ul>	日本郵政株式会社
琉球銀行宮古支店	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ だれもが円滑に利用できるトイレ（多機能トイレ）又は障がい者用トイレの設置</li> </ul>	株式会社 琉球銀行
沖縄海邦銀行宮古支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障がい者誘導用ブロックの設置</li> <li>・ だれもが円滑に利用できるトイレ（多機能トイレ）又は障がい者用トイレの設置</li> <li>・ 障がい者用駐車場の設置</li> </ul>	株式会社沖縄海邦銀行
沖縄銀行宮古支店	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障がい者誘導用ブロックの設置</li> <li>・ だれもが円滑に利用できるトイレ（多機能トイレ）又は障がい者用トイレの設置</li> </ul>	株式会社 沖縄銀行
サンエーオリタ食品館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場から出入口口まで移動等円滑化された経路の確保</li> <li>・ 視覚障がい者誘導用ブロックの設置</li> <li>・ 出入口スロープの改善（スロープ幅）</li> <li>・ だれもが円滑に利用できるトイレ（多機能トイレ）又は障がい者用トイレの設置</li> <li>・ 障がい者用駐車場の設置、増設</li> </ul>	株式会社サンエー
サンエーカママヒルズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障がい者誘導用ブロックの設置</li> <li>・ だれもが円滑に利用できるトイレ（多機能トイレ）又は障がい者用トイレの設置</li> <li>・ 障がい者用駐車場の設置</li> </ul>	株式会社サンエー

### ⑤交通安全特定事業

事業箇所	主な事業内容	事業主体
すべての生活関連経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標識・標示の視認性の確保</li> <li>・ 違法駐車取締りの強化</li> <li>・ 違法駐車防止等の広報・啓発活動の実施</li> <li>・ 交通規制の実施</li> </ul>	公安委員会
重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路 (東里交差点、新宮古病院前交差点、北給油所前交差点、市役所前交差点、サンエーカママヒルズ前交差点等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 音響機能付加装置等の設置</li> <li>・ 待ち時間表示カウンタの設置</li> </ul>	公安委員会
経路⑤、⑦ 新宮古病院前交差点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩行者用青時間の延長検討</li> </ul>	公安委員会

### ⑥都市公園特定事業

事業箇所	主な事業内容	事業主体
カママ嶺公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出入口の改善（段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、手すりの設置など）</li> <li>・ 休憩施設（四阿、ベンチなど）の設置</li> <li>・ 既設トイレのユニバーサルデザイン化</li> <li>・ だれもが円滑に利用できるトイレ（多機能トイレ）又は障がい者用トイレの設置</li> </ul>	宮古島市

### ⑦その他事業

事業箇所	主な事業内容	事業主体
重点整備地区全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 心のバリアフリーの実施</li> </ul>	宮古島市
商店街 西里通り 下里通り 市場通り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ はみ出し看板・商品の撤去</li> <li>・ 店舗へのスロープ設置に対する補助の検討</li> <li>・ 歩行者天国導入の検討</li> <li>・ 公共駐車場整備の検討</li> </ul>	宮古島市
災害時福祉避難所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手話対応及び、筆談器による対応の充実</li> <li>・ 場所を明確にできるよう、点字・音声案内を含む施設案内板等の設置</li> <li>・ 職員（社員）による手助けや介助体制の充実</li> </ul>	福祉事業所